

## 福島県若手社員の出会いの場創出事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の規定に基づき、福島県若手社員の出会いの場創出事業費補助（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助事業者)

第2条 県は、少子化対策の一環として、地域の企業・団体等と連携し、若手社員の様々な交流の場を創出することにより、地元での男女の出会いの機会を増やし、福島での結婚の希望がかなう環境づくりを進め、ひいては若者の地元定着を図るため、青年会議所や商工会議所等の団体又は企業に対し、知事が認める事業に要する経費へ予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業、補助対象経費、補助率等)

第3条 この要綱において「若手社員の出会いの場創出事業」とは、出会いや結婚への支援を望んでいる企業の若手社員等に対して、青年会議所、商工会議所等の団体や企業等が自ら企画・開催する出会いの場の創出に資する事業であり、「若手社員の出会いの場創出事業費補助金イベント実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づいた婚活イベント、スポーツ、文化活動等の交流イベント事業をいう。

2 若手社員の出会いの場創出事業（以下「補助事業」という。）のうち、補助対象経費、補助率等は、別表第1及び実施要領に定めるとおりとする。ただし、国又は県、市町村等の他の補助事業として採択された事業を除く。

(補助金の交付の申請及び申請書等の様式等)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による補助金交付申請書及び以下（1）～（5）の添付書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式の1）
- (2) 収支予算書（第1号様式の2）
- (3) 暴力団等反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関する同意書（第1号様式の3）
- (4) 団体又は企業の定款
- (5) その他参考となる書類

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63

年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を通知する場合において、補助金の交付の決定に際して、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項に条件を付することができるものとする。

(補助の条件及び交付決定の取り消し)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に関する証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助金を当該事業の目的以外の用途に使用してはならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 県税の滞納がないこと。

2 前項の規定に違反した場合のほか、補助事業者が補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又はこの要綱の規定若しくはこれに基づく県の処分に違反したときは、知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができるものとする。

(補助事業の変更の承認等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、規則第6条第1項第1号及び第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、事前に第2号様式による補助事業変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助事業の中止若しくは廃止の承認決定又は補助金の交付の変更決定をし、当該補助事業者へ通知するものとする。
- 3 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。
  - (1) 事業の内容又は補助金の額に影響を及ぼさないと認められる場合において行う補助対象事業費の20%以内の減額変更。
  - (2) 事業の内容又は補助金の額に影響を及ぼさないと認められる場合において行う経費の配分の変更。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告等)

- 第9条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、第3号様式による完了報告書及び第4号様式による実績報告書、「実施要領」に定める書類を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合において、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合において、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の通知内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、交付の決定額と確定額とが同額である場合を除く。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に第5号様式により交付するものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必

要があると認めるときは、概算払を請求することができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、第6号様式による概算払請求書を知事に請求しなければならない。

(補助事業の遂行状況の報告及び調査)

- 第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができるものとする。

(情報の開示)

- 第13条 補助事業又は補助事業者に関して、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。
- 2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年福島県条例第69号）に規定する内容を遵守しなければならない。

(委任)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月26日から施行し、令和6年度事業から適用する。

別表第1（第3条関係）

1 事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 補助限度額
1 婚活イベント	補助事業者又は関係する企業等が雇用している独身従業員を対象に、1回のイベントにつき、独身男女各10名以上を対象に実施する婚活イベント。 ※ただし、男女のマッチングを行うイベントに限る。	10/10	20万円
2 スポーツ、文化活動等の交流イベント	補助事業者又は関係する企業等が雇用等している独身従業員等を対象に、1回のイベントにつき、独身男女各10名以上を対象に実施するスポーツ、文化活動等の交流イベント。 ※男女のマッチングを必須としない。	2/3	20万円

※詳細は福島県若手社員の出会いの場創出事業費補助金イベント実施要領のとおり。